

大切なお知らせ

(注) 高校3年生までの子ども1人当たり10万円相当(年収960万円未満の世帯が対象)の新たな給付金ではなく、低所得の子育て世帯向けの給付金です。



子育て世帯生活支援特別給付金の申請がまだお済みでない方へ

給付金の受け取りには**申請が必要**な場合があります！
申請期間が決まっておりますのでお早めの申請をお願いいたします。

支給額 児童1人当たり一律 5万円

申請が必要な方 (※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

令和3年3月31日時点で18歳未満の児童(特別児童扶養手当を受給している障害児の場合は、20歳未満)を養育する方のうち

✓ 令和3年1月1日以降の 収入が減少し、住民税非課税相当 の収入となった方

もしくは

✓ 高校生以上の児童のみを養育していて、令和3年度住民税(均等割)が非課税の方

※申請が不要の方には、児童手当・特別児童扶養手当の受け取り口座に給付金が振り込まれています。

申請期間：令和4年2月28日まで

■ 厚生労働省 コールセンター

0120-811-166

(受付時間：平日9:00~18:00)

■ ニセコ町役場

0136-44-2121

(受付時間：平日8:30~17:15)